

東久留米市立図書館資料収集方針

平成30年4月1日全部改正

(目的)

東久留米市立図書館（以下、「市立図書館」という。）は、図書館法に基づく公立図書館として、現在及び将来の利用者のために資料を収集・整理・保存する。

この方針は、図書館資料の収集について、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

市立図書館は、基本的人権としての市民の知る自由を保障し、市民の要望や社会の要請に応えるために、次の事項に留意して資料を収集する。また、すべての図書館資料は原則として市民の自由な利用に供する。

なお、図書館の資料収集及び提供の自由、利用者の秘密を守ること等がうたわれた「図書館の自由に関する宣言」（1979年改訂 日本図書館協会）を尊重する。

- 1 市民の多様なニーズや社会的動向等を考慮した蔵書構成を目指し、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するために、幅広く資料を収集する。
- 2 障害、年齢、言語等にかかわらず多様な人々に対応した様々な形態の資料を収集・提供する。
- 3 地域の歴史・文化を次代へ継承するための資料を収集し、保存する。
- 4 多様な意見のある事柄については、それぞれの観点に立つ資料を収集する。
- 5 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- 6 個人や組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりしない。
- 7 中央図書館と地区館は、中央図書館を中心として、各館の施設規模や地域性に応じた蔵書構成に留意し、市立図書館として体系的な資料の充実を図る。

(収集資料)

収集する資料は、次のとおりとする。

- 1 図書
 - (1) 一般図書
 - (2) 児童図書
- 2 逐次刊行物
 - (1) 新聞
 - (2) 雑誌
 - (3) その他逐次刊行物

- 3 地域資料
- 4 行政資料
- 5 外国語資料
- 6 ハンディキャップサービス資料
障害に応じて利用に適した形態で提供する資料
- 7 視聴覚資料
 - (1) 音声資料
 - (2) 映像資料
- 8 マンガ
- 9 その他資料
本の形態によらない印刷物及び電子資料

(館別収集)

中央図書館及び地区館は、市立図書館として一体的な蔵書構成とし、それぞれの機能に応じて資料の充実を図る。

- 1 中央図書館は、実用書、教養書、児童図書に加え、参考図書や必要に応じて学術書を収集し、地区館を補完する機能を担う。
- 2 地域資料は、中央図書館で収集し、保存する。
- 3 地区館は、実用書、教養書、児童図書を中心に収集する。

(資料収集・提供における留意事項)

- 1 地域資料、基本的な児童図書及びその他利用頻度の高い資料は、必要に応じて複本を収集する。
- 2 類書が多くあるものは、資料的価値や耐久性等に留意して収集する。
- 3 所蔵資料によらないオンラインデータベース等の利用による情報提供も資料収集に準じる。
- 4 資料収集は、購入を原則とするが、寄贈、寄託等も必要に応じて活用する。なお、その受入れについては、この方針の規定を適用する。

(その他)

- 1 この方針に基づき、選定基準・除籍基準を別に定める。
- 2 その他必要な事項は、別に定める。
- 3 この方針は、社会的合意が得られるよう広く公開し、必要に応じて見直しを行う。